

高松市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年5月31日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 宮本和人
同 大塚寛

平成16年度定期監査結果報告等について

第1 市民部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成15年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
市民部	市民生活課 (ボランティア・市民活動室) 市民課 人権啓発課 保険年金課 市民会館管理事務局 女性センター	平成15年度に執行した事務および財務に関する事務 平成16年4月1日から平成16年5月7日まで

なお、市民生活課、市民課、人権啓発課、保険年金課および女性センターについては、平成16年度の備品管理状況、収入事務処理状況および公有財産管理状況の監査を実施した。

(2) 監査の方法

平成15年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、平成16年度の備品管理状況、収入事務処理状況および公有財産管理状況の適正性について、実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア レシートの発行承認手続等を適正に行うべきもの

平和荘入浴料の収納の際に発行されるレシートは、高松市出納員規則第5条各項の規定による収入役の承認や届出が行われないうまま、使用されているので、同規定に基づき、収入役のレシート発行承認何決裁を受けるなど、適正な手続を執られたい。

また、レシートは、領収証に代わるものとして発行されるものであるため、その様式は、高松市出納員規則第2号様式に定める領収証の記載項目に準じた様式とすべきにもかかわらず、平和荘の入浴料のレシートには、発行機関名の表示がなく、また、女木出張所および男木

出張所の戸籍住民基本台帳手数料のレシートには、出納事務取扱責任者の職名が誤った表示になっているなど、記載項目が適正に表示されていないので、これらのレシートの様式を改められたい。

(市民生活課・市民課)

イ 高松市平和公園除草・清掃業務委託の仕様書を適正にすべきもの

高松市平和公園除草・清掃業務委託見積徴取伺決裁に添付されている仕様書は、主な業務内容、委託期間および実施場所が記載されているだけで、除草・清掃の方法、実施回数等委託業務の履行方法、対象区域の面積など具体的な委託業務の範囲が示されていないので、今後、委託契約を締結しようとする場合には、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、適正な仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(市民生活課)

ウ 行政財産の目的外使用許可に係る決裁行為等を適正にすべきもの

高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号ならびに高松市事務決裁規程別表第1管財および用品の表第2項では、行政財産の目的外使用許可（内容変更を伴わない延長または更新の場合を除く。）に係る事案の決裁については、管財課長等の審査および市長決裁を受けなければならないと規定しているが、高松市斎場公園の喫茶コーナー等の使用に係る行政財産の目的外使用許可等伺決裁では、これらの審査等を受けていないので、今後、決裁を受けようとする場合には、関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

また、当該許可に伴って、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが、同台帳が調整されていないので、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(市民生活課)

エ 個人情報取扱特記事項を適正にすべきもの

高松市女性センター事業委託および香川県緊急雇用創出基金補助事業女性行政調査・情報収集業務委託の契約書には、「個人情報を取り

扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に定める個人情報取扱特記事項の第11項および第12項の条項が盛り込まれていないので、今後、これらの契約を締結する場合は、個人情報が適正に取り扱われるよう、約定されたい。

(女性センター)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 行政財産の目的外使用許可を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市立上天神隣保・児童館敷地内の有線放送柱1本および高松市国民健康保険女木診療所敷地内の支線1本については、高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしないまま設置させているので、同規定に基づき、設置者から行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可を行うなど、適正に事務処理されたい。

(イ) 措置された内容

- a 行政財産の使用許可がなされていなかった高松市上天神隣保・児童館の敷地内に設置されている有線放送柱1本については、平成16年5月7日付けで財団法人高松市有線放送協会から行政財産使用許可申請書を提出させるとともに、行政財産使用許可台帳を調整するなど、適正な事務処理に改めた。

(人権啓発課)

- b 高松市国民健康保険女木診療所の敷地内に設置されている支線1本については、四国電力株式会社から行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産の目的外使用を許可し、行政財産使用許可台帳を調整した。

(保険年金課)

イ 業務委託契約に伴う個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、「個人情報

を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報 を適正に取り扱うための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、全国消費生活情報ネットワークシステムデータ入力業務委託の契約書には、個人情報取扱特記事項が盛り込まれているものの、同特記事項第11項に定める要領等を徴取しておらず、また、住民記録システム等運用保守業務委託の契約書には、同留意事項等に定める個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が設けられていないので、今後、これらの契約を締結する場合は、個人情報が適正に取り扱われるよう、必要な措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

a 全国消費生活情報ネットワークシステムデータ入力業務委託契約に伴う個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いに関する要領を委託業者から徴取した。

(市民生活課)

b 住民記録システム等運用保守業務委託契約の締結については、契約書に個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を設け、個人情報取扱特記事項を添付した。

(市民課)

ウ 分任出納員による収納金の払込み事務を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

女木出張所、男木出張所および高松市国民健康保険女木診療所においては、分任出納員が収納金を高松市指定金融機関等に払い込んでいるにもかかわらず、高松市出納員規則第6条第5項ただし書の規定に基づく収入役の承認を受けていないので、今後は、規定に基づき収入役の承認伺決裁を受け、事務処理方法の適正性を明確にされたい。

(イ) 措置された内容

a 女木出張所および男木出張所において、分任出納員が収納金の

払込みをすることについては、収入役の承認を受けた。

(市民生活課・市民課)

- b 高松市国民健康保険女木診療所の収納金の払込みについては、高松市出納員規則第6条第5項ただし書に基づく、収入役の承認を受けた。

(保険年金課)

エ 委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、市民課および山田支所のレジスター保守点検委託に伴う支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(イ) 措置された内容

市民課および山田支所のレジスター保守点検委託に伴う支出負担行為何決裁には、仕様書を作成し、同決裁に添付した。

(市民課)

オ 普通財産の貸付契約を締結すべきもの

(ア) 改善を要する事項

元国民健康保険女木看護婦宿舎（普通財産）の土地に設置されている電話柱1本については、設置者から行政財産使用許可申請書の提出があり、それに対し使用を許可するなど、一連の事務手続を行政財産の目的外使用許可として処理していたので、今後は、高松市公有財産事務取扱規則第27条第1項および第29条の規定に基づき、設置者から普通財産借受願を提出させ、貸付契約を締結されたい。

(イ) 措置された内容

元国民健康保険女木看護婦宿舎（普通財産）の土地に設置されている電話柱1本については、西日本電信電話株式会社から、普通財産借受願を提出させ、引き続き普通財産として使用承認するとともに、普通財産貸付台帳を調整した。

（保険年金課）

カ 高松市国民健康保険推進員の委嘱事務手続を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市国民健康保険推進員の委嘱に当たっては、委嘱しようとする者から高松市国民健康保険推進員取扱要綱第3条第2項の規定に基づき、身元保証書を提出させなければならないにもかかわらず、身元保証書を提出させないまま、委嘱を行っているものが見受けられたので、今後は、委嘱しようとする者から身元保証書を提出させるなど、同規定に基づき、適正な事務手続を執られたい。

また、身元保証書は、印紙税法別表第1第13号の非課税物件に該当し、収入印紙を貼付する必要がないにもかかわらず、この様式を定める同取扱要綱様式第2号では、収入印紙を貼付する様式となっているので、要綱の一部改正を行い、様式を改められたい。

(イ) 措置された内容

高松市国民健康保険推進員の委嘱事務手続については、高松市国民健康保険推進員取扱要綱様式第2号を改正するとともに、同推進員全員から身元保証書を提出させた。

（保険年金課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 出納員等の身分証について

高松市出納員規則第3条第4項および第10条では、出納員等は、常に証票（身分証）を携帯することと規定しているが、今回、証票の携帯状況について、実地監査した結果、監査対象施設で証票を携帯している分任出納員および出納補助員は、いなかった。

証票の発行事務については、監査時点で所管部局が確定していなかったが、その後、総務部が所管することになったものの、同事務の執行は、事務事業の簡素・効率化を目標とする新高松市行財政改革計画の趣旨にそぐわないので、同規定に定める取扱いが行財政改革の観点から、実務上、必要かどうかについて、関係部局と協議を行い、同規則の改正も含めて検討されたい。

(市民生活課・市民課・保険年金課・女性センター)

(2) 文書の適正な管理について

決裁文書は、高松市文書規程に定める関係規定に基づき、ファイリング・キャビネット等を使用して、必要に応じて即座に利用し得るように組織的に整理・保管していなければならないにもかかわらず、今回の監査に当たり、複数の監査対象課から随意にある特定の常用文書である決裁文書の提出を求めたところ、不存在である旨の回答を得た後、後日、その存在が明らかになった。

常用文書は、完結した後においても、事務処理の根拠となっている決裁文書など、執務上、常に使用する文書であり、その整理・保管を正しく行うことは、事務執行の適正性の確保や情報公開制度の円滑な実施を図る上で、重要であるため、各課においては、常用文書をはじめとする保管文書の取扱いが適正に行われるよう、関係職員への周知・徹底等を行われたい。

(市民課・女性センター)

(3) 時間外勤務命令の事務処理について

休日勤務または時間外勤務命令の事務処理は、高松市職員服務規程第20条第2項の休日勤務・時間外勤務命令簿に実績時間数等必要な事項を記載するなど、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルにより行わなければならないが、勤務命令時間より多い時間数で認定して記載しているものや、支給割合の欄を誤って記載しているものが見受けられたので、今後は、同作成マニュアルに基づき、適正な事務処

理が行われるよう、その処理体制の整備や見直しを検討されたい。

(市民生活課)

(4) 業務委託および工事請負に係る契約事務の簡素・効率化等について

緑地管理業務委託および植栽帯補植工事の契約において、業務内容、履行場所、履行期限など極めて類似性のあるものをそれぞれ複数の契約にしているが、このような契約事務処理は、非効率かつ不経済な面もあり、また、新高松市行財政改革計画に掲げる目標の一つである「経費節減・事務の効率化」の趣旨とも合致しない取扱いになっているので、今後は、類似性のある複数の業務委託等を契約しようとする場合は、これらのものを取りまとめ、契約を一本化するなど、経費節減や事務の簡素・効率化の観点から、より効率的かつ適正な事務処理方法を適宜検討されたい。

また、主たる工事に付随する関連工事を発注しようとする場合にあっては、工事種別、工期等を総合的に判断し、主たる工事請負契約の変更契約による方法も検討の上、適正に処理されたい。

(市民生活課)

(5) 高松市平和公園内花売場の行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可に係る高松市平和公園内の花売場の使用状況を実地監査したところ、使用許可の内容と使用許可を受けた者の使用形態の一部に一致しないものが見受けられたので、今後、使用許可をしようとする場合には、使用許可の内容を見直すなど、行政財産の適正な管理に努められたい。

(市民生活課)

(6) 施設使用許可申請書の受付について

女性センターが所管する建物は、公の施設である高松市女性センターおよび高松市錦町会館の複合施設であり、その事業は、貸館事業をはじめとする管理運営である。

このため、女性センターでは、それぞれの施設の貸館事務を担っているが、錦町会館集会室使用許可申請を女性センター会議室使用許可申請として誤って受け付け、誤った収入科目（事項）で施設使用料を受け入れるなど一連の事務処理に適正性を欠く事例が見受けられたので、今後は、施設使用許可申請の受付事務に当たり、その申請内容の確認を十分に行うなど、適正な事務処理が行われるよう、職員に対し周知・徹底を図られたい。

（女性センター）

第2 今回の監査の結果を踏まえての監査委員の総括的意見等

(1) 公有財産の現況把握について

公有財産は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて、公正かつ効率的に運用しなければならないが、今回の市民部ならびに前年度の消防局および産業部の実地監査で、行政財産の目的外使用許可手続が執られないまま、工作物等が設置されている事例が見受けられた。

公有財産の管理を所管する課にあっては、定期的に公有財産の実地調査を行い、財産台帳等により、工作物等の設置の有無や使用許可条件に沿った使用の適否の観点からの現況確認を行うなど、その適正な管理が行われるよう、管理体制の整理や見直しを検討するとともに、公有財産の管理を総括的に所管する課にあっては、行政財産の管理が適正に行われていない事例があることを踏まえ、全庁的に、適正な管理がなされるよう、周知・徹底を行われたい。

(2) 公有財産の管理事務手続について

公有財産の管理手続については、高松市公有財産事務取扱規則、高松市文書規程および高松市事務決裁規程の関係諸規定により適正に事務処理しなければならないが、今回の市民部ならびに前年度の消防局および都市開発部の定期監査で、行政財産の目的外使用許可手続が執られていないものや行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けの決裁手続の一部に誤りのあるもの、また、行政財産使用許可台帳等を調整して

いないものなど公有財産の管理事務手続に適正性を欠く事例が見受けられた。

公有財産の管理事務手続は、公有財産の管理を適正に行うために、遺漏なく適切に行われるべきものであり、公有財産の管理を所管する課にあっては、関係例規類の定めに従い、適正かつ適法な事務処理が行われるよう、行政財産の目的外使用許可伺決裁に行政財産使用許可台帳の調整に係る項目を記載し、不適正な事務処理が繰り返されない方策を取り入れるなど、事務処理方法に工夫を凝らし、事務手続の在り方の整理と見直しを行われたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 補助金交付事務を明確化すべきもの

(1) 改善を要する事項

良質米導入事業および麦生産拡大推進事業の補助金の交付事務において、申請者から提出される補助金等交付申請書に事業実施状況報告書および収支決算書を添付させており、その根拠が明確に示されないまま、高松市補助金等交付規則の関係規定と異なった事務処理をしている。

また、高松市認定農業者農地集積支援助成金の交付事務においても、要綱等で定める助成金交付対象者でない香川県農業協同組合に助成金の交付を行うなど、関係例規類の規定と異なった事務処理をしている。

今後、これらの補助金等の交付において、現行と同様な特別な取扱いをしようとする場合には、交付決定伺決裁にその根拠を明記するなど、交付事務手続の適正化を図られたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年4月6日）

麦生産拡大推進事業の補助金の交付事務については、平成15年度の交付決定伺決裁に、高松市補助金等交付規則第6条および第8条に基づく補助事業等着手届および完了届ならびに実績報告を徴しないものとし、事業計画書および収支予算書に代えて、事業実施状況報告書および収支決算書を提出させる等の例外的取扱いをする旨を明記した。

また、高松市認定農業者農地集積支援助成金の交付事務についても、平成15年度の交付決定伺決裁に、交付対象者以外の香川県農業協同組合に対し行う旨を明記した。

(産業部農林水産課)

2 高松市公衆便所等（高松市片原町公衆便所ほか25箇所）の清掃業務委託契約の履行確認に係る検査をすべきもの

(1) 改善を要する事項

地方自治法施行令および高松市契約規則の規定においては、契約の適正な履行を確保するため関係書類に基づき検査を行わなければならない旨が定められているが、高松市公衆便所等清掃業務委託に係る支出命令の関係書類に当該委託業務が履行されたことを証する業務日報の添付がなく、適正な検査が行われていると判断できないので、業務日報に基づき検査を行い、同日報を支出命令の関係書類として添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年4月19日）

高松市公衆便所等（高松市片原町公衆便所ほか25箇所）の清掃業務委託契約の履行確認については、平成15年11月1日以降から、受託者に対し、公衆便所清掃日報を作成後、提出させるよう指示し、それに基づき検査を行う方式に改めた。

(環境部環境政策課)

3 普通財産貸付台帳を調整等すべきもの

(1) 改善を要する事項

公有財産管理者は、高松市公有財産事務取扱規則の規定では、普通財産台帳副本を調整し、普通財産の貸付けを決定したときは、同規則第27条第3項では、「普通財産貸付台帳を調整しなければならない。」と規定しているが、普通財産貸付台帳を調整していないもの（松島町集会場用地で貸付けている電話柱）があるので、規定に基づき台帳を調整されたい。また、普通財産の貸付料を使用料で収入しているので、財産

貸付収入で受け入れされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年4月23日）

普通財産貸付台帳の調整および当該貸付料の受入れについては、平成15年度から普通財産貸付（土地貸付）台帳として調整するとともに、財産貸付収入として受け入れた。

（環境部環境政策課）

4 委託契約に係る事務処理（決裁行為）を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

委託契約において、高松市水道局事務決裁規程別表第1に規定する予定支出負担行為伺決裁および支出負担行為伺決裁を受けずにその事務処理を行ったものが見受けられるので、同規定に基づき適正に処理されたい。

また、同規定に定めのない見積徴取伺決裁等を受けて、事務処理を行ったものも見受けられるので、同規程別表第1に規定する決裁整理基準に基づく事務処理に改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年4月28日）

予定支出負担行為伺決裁については、平成16年度から同伺決裁を起案することとした。また、支出負担行為伺書の取扱いについては、現在の財務会計システムは、高松市水道局事務決裁規程に応じた対応は十分ではないが、同システムの特別仕様化は経費の増高とリスクを伴うため、当分の間、同システムの仕様に合わせて、「予定支出負担行為伺書、契約締結並びに支出負担行為伺書、起案用紙による決裁区分および使用区分」の基準を設け、平成15年度予算執行分から、それに基づき運用することとした。

（水道局財務管理課）

5 事務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市生涯学習情報システムおよび高松市公共施設利用総合情報システムの電子計算機およびプログラム・プロダクトの保守業務委託ならびに高松第一高等学校職員室等コンピューター機器賃貸借の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、その契約書には、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年5月12日）

高松市公共施設利用総合情報システムの電子計算機およびプログラム・プロダクトの保守業務委託契約の個人情報の取扱いについては、平成16年度から、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、その契約書に、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を盛り込み、契約事務を行った。

（教育委員会教育部市民スポーツ課）

6 高松市体育施設の管理運營業務委託の仕様書を適正に作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市体育施設（高松市総合体育館ほか9施設）の管理運営の委託伺決裁には、委託する対象施設を記載した関係書類が添付されているものの、施設の維持管理の具体的な業務やスポーツ教室その他の事業等に関する事項の記載がなく、委託業務の範囲が明確に示されていないので、今後、契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年5月12日）

高松市体育施設の管理運營業務委託の仕様書については、平成16年

度から、高松市契約規則第18条第2項の規定に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容を具体的に示した仕様書を作成し、決裁に添付して契約事務を行った。

(教育委員会教育部市民スポーツ課)

7 各消防署塵芥収集処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

産業廃棄物処理委託業務に係る契約書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2各号に規定する事項を規定しなければならないにもかかわらず、各消防署塵芥収集処理業務委託に係る契約書には、同条第3号に掲げる事項を規定していないので、今後は、同施行令の規定等に適合する契約書を作成し、契約の相手方と取り交わされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年5月13日）

平成16年度の各消防署塵芥収集処理業務委託に係る契約書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2各号に規定する事項を規定し、契約を取り交わした。

(消防局総務課)

8 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、都市計画道路物件調査積算業務委託に伴う支出負担行為何決裁ならびに高松市立駐車場管理委託、瓦町駅地下駐車場場内誘導業務委託および高松市駐車場案内システム管理業務委託の契約締結何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、これらの業務委託契約を締結しようとする場合に

は、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年5月13日）

平成16年1月28日以降の都市計画道路物件調査積算業務委託に伴う支出負担行為同決裁には、仕様書を添付した。

（都市開発部都市計画課）

9 普通財産の貸付けに係る決裁行為等を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第5号では、普通財産の貸付けに係る事案の決裁については、管財課長等の審査を受けなければならないと規定しているが、普通財産の貸付承認等の決裁では、その審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

また、当該決裁に添付されている普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定により準用される第26条第2項ただし書の規定により連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同決裁には、連帯保証人を立てさせない旨の明記がなく、かつ、同項ただし書に規定する「必要がないと認めた」理由も明記していないので、今後、同種の決裁を受ける場合で、連帯保証人を立てさせないときは、これらの事項を決裁に記載されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年5月13日）

監査の対象となった普通財産「宅地（丸の内3-6，3-7）」の貸付契約は、平成16年3月31日で貸付期間が満了となる所、借受願者から普通財産借受期間延長願の提出があったので、同延長決定同決裁には、管財課長等の審査を受けるとともに、連帯保証人を立てさせない理由を明記した。

（都市開発部都市計画課）

10 管理台帳システム賃貸借に係る契約事務を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

「高松市屋外広告物管理台帳システム賃貸借の見積徴取について」の決裁では、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定を根拠として、一者随意契約とすることを明記しているが、その根拠規定を誤っているため、今後、決裁には、適正な根拠規定を記載されたい。

また、当該契約書には、個人情報の保護に係る規定を設け、個人情報取扱特記事項を添付し、その取扱方法を定めているが、これらの定めが実際の取扱いと異なっているため、今後は、実際の取扱いと合致するよう、契約条項等の整備を図られたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年5月13日）

高松市屋外広告物管理台帳システム賃貸借の見積徴取伺決裁における随意契約により一者と契約締結する根拠については、平成16年度の同伺決裁で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠規定として、明記した。

また、当該賃貸借契約書に附随する個人情報取扱特記事項第11項で規定している、受託者等に作成・提出を義務付けている個人情報の取扱いに関する要綱等については、平成16年4月1日付けで受託者から「個人情報保護に関する管理体制等について」の提出があり、それに基づき取扱うこととした。

（都市開発部都市計画課）

11 ハードウェア等賃貸借契約に係る支出方法を改めるべきもの

(1) 改善を要する事項

「平成15年度土木工事積算システムネットワーク関連ハードウェア等賃貸借の見積徴取について」の決裁では、高松市会計規則第81条第1項第3号の規定を根拠として、賃貸借料を前金払することを記載しているが、当該契約は、前金で支払をしなければ契約し難いものではないため、今後、同種の賃貸借契約を締結しようとする場合の支出方法は、

完了払とするよう改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年5月13日）

土木工事積算システムネットワーク関連ハードウェア等賃貸借契約に伴う賃借料については、平成16年度から支払方法を毎月の完了払に改めた。

（都市開発部都市計画課）

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

(1) 高松市高松駅前公衆便所管理委託の契約金額等について

高松市高松駅前公衆便所管理委託の契約金額と他の公衆便所等清掃業務委託の契約金額を比較すると、両者とも同様の公衆便所管理委託業務でありながら高松市高松駅前公衆便所管理委託の契約金額は他の契約金額に比べ高額となっており、その理由が不明であるので、それぞれの契約書等に面積・清掃回数等の仕様を記載し、両者の違いを明らかにされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年4月19日）

高松市高松駅前公衆便所管理委託の仕様書には、平成14年11月1日付けで面積・清掃回数等を書き加え、他の公衆便所の清掃業務委託内容との違いを明確にした。

（環境部環境政策課）